

東洋史研究

第二十二卷 第二號 昭和三十八年十月發行

山東萊陽暴動小論

——辛亥革命における人民闘争の役割——

目次

- 一 清末萊陽における階級矛盾の激化と暴動の發端
- 二 暴動の展開とその敗北
- 三 封建主義の動搖と立憲派の登場

は し が き

狹 間 直 樹

辛亥革命がアジアにおける最も輝かしいブルジョア民主主義革命であることは、現在では全ての人の認めるところである。民主的共和制の樹立、土地國有の實施等々の目標は、革命の社會的内容がブルジョア民主主義的のものであることを餘すところなく示していたといえる。しかしながら、辛亥革命をこのように規定した時、その擔い手をどこに見つけるかが、研究史の議論の岐れ目であつた。今ここで研究史の整理をする餘裕はないが、ある人はブルジョア民主主義革命は

ブルジョアジーが擔うべきものと考へて、ひたすら中國社會内部におけるブルジョアジーの追跡を行つたし、ある人はブルジョアの要素の未成熟に絶望して、あるいは外因論に走り、あるいは封建的郷紳に擔い手を求めようとした。そして、いずれのばあいにおいても歴史の眞の創造者たる人民大衆は、諸々の革命の「擔い手」たちの華々しい「活動」の前にその役割を見落されるか、あるいは彼らの活動のための前提や條件としてしかとらえられなかつたのである。

しかし、辛亥革命を實現した基本的動力は農民——清朝・地主支配下の封建的隷農であると同時に、植民地として世界市場にくみこまれ、資本制生産の未發展に苦しむ資本のための隷農——であつた。その農民の誠實で戰鬥的な民主主義こそが封建的抑壓に抗して革命を推進させ、帝國主義侵略に抗して民族の獨立を守りぬいた力の源泉であつた。帝國主義と封建主義の合作支配の下においては、農民をはじめとする人民大衆が自らの生産と生活を擁護して反帝反封建の鬭争を行う以外に歴史的進歩の道はなかつたのである。そしてそのことはとりもなおさず、ブルジョア革命を小ブルジョアが擔うということを意味した。したがつて、辛亥革命の勝利と敗北、即ち辛亥革命に獨自の、特殊な不徹底性・不完全性はこのような事情によつて規定せられたのである。

さて私はこの小論において、宣統二年（一九一〇）四月から六月にかけて、山東半島の中央山間部に位置する萊陽で發生した農民暴動を採りあげ、以下の諸點について考察を加えたいと思う。それは、まず第一に、清末における該地の支配Ⅱ被支配關係、支配階級の腐敗と社會的經濟的矛盾の激化、および宣統二年に暴動が發生しなければならなかつた必然性について、第二に、現存の體制の否定としての、人民大衆の階級鬭争の具體的な展開およびそこに示された人民の民主主義的自覺や眞の敵の認識などに見られる政治的成熟あるいは未成熟の程度について、そして最後に、鬭争の敗北——即ち否定の否定——がもたらした歴史的諸結果はいかなるものであり、またいかなるものでしかありえなかつたかという諸點についてである。そして、この萊陽暴動を通じて辛亥革命における人民鬭争の役割、即ち、農民大衆の戰鬥的民主主義が後の新民主主義革命において果たした役割についての見通しをえたいと考へる。なお、預め斷つておかねばならないこと

は、私はこの小論において人民大衆の立場を基軸に据えて支配階級および立憲派については不十分なから觸れることができたにしても、翌年の革命の檜舞臺で最も華々しい活躍を見せた革命派については何ら觸れるところがなかつたことである。この點に觸れないことは、アジアの變革にとつて基本的ともいへべき人民主義と革命理論との關連を落すことになるので、非常に残念であるが、また他日を期したいと考えている。

なお、この萊陽暴動に關する研究としては、私も最も中心的な資料として用いた「萊陽事變實地調査報告書」に基づいた王仲氏の「一九一〇年山東萊陽群衆的抗捐抗稅鬪争」がある。

一 清末萊陽における階級矛盾の激化と暴動の發端

清朝は人民鬪争の革命的高揚を前にして、その危機を回避せんがために所謂「新政」を實施した。しかし、それは舊來の支配體制の變革としてではなく、それに重層的に附加されたものとして施行されたので、その結果、人民大衆と支配階級の矛盾は一層の激化を見たにすぎなかつた。人民の反抗鬪争は各地の歴史社會的・特殊具體的な諸條件に照應して抗捐・抗稅・抗租・搶米等の形態をとつて爆發した。このような危機的状況は、まさに時の給事中忠廉の「上既に民人に許すに立憲の福を以てしたるに、下反つて官吏立憲の福を受く、是の如くんば則ち上下相疑うを免れず、民は猶お水のごとし、舟を載する者は水なり、舟を覆す者も亦水なり、其の虐に堪えず、鋌して險を走れば、必ず分折の福を召かん」との言にも痛切に反映されていたのである。まず最初に、我々は萊陽縣における階級支配の具體的状況を見てみよう。

萊陽は東西約六十料、南北約五十料に及ぶ山間の大縣であり、民國十一年には戸數十二萬七千百、口數五十七萬九千四百十八を數えた。^(四) 民國二十年頃でも總戸數の八九%は農民とされ、^(五) 民國六年の統計によると、農家戸數九萬五千のうち、自作農は七四%、自自作農は十七%で、残りの九%が小作農であつた。^(六) 同様にその統計によると、耕作面積三十畝以下の貧農は五一%——その半ばが十畝以下の半プロレタリア的極貧農——、三十〜五十畝の中農は三一%を占め、五十畝以上の

富農は十八%であつた。^(七)そして地主の土地集積は當時十五%に及んだ。^(八)とされている。以上に述べたことから我々は、清末において、萊陽における被支配人民の壓倒的部分は農民であつたこと、農民中の自作農の比率は極めて高く、小作農は社會的勢力たりえなかつたこと、農民内部の階層分化はかなり進んでおり、過半を占める貧農層が存在したこと、および、地主の土地集積はあまり顯著でなく、地主支配力は相對的に強くなかつたこと等を指摘できる。これらの條件は、人民の側においては、階級闘争の主力部隊の狹隘性・保守性および自發性・戰闘性を規定し、一方、支配者側にとつては、その地位の保全と蓄富の遂行のためには國家權力に強く依存せねばならないことを規定したのである。

五十萬の人口は、縣のほぼ中央に位置する縣城とその周圍の千數百の村落に分布していた。それらの村落は九八社に、そしてさらに十一郷に區劃されて、^(九)專制清朝の最末端權力の所在地たる縣城に統括されていた。A・スミスによれば、^(一〇)これらの各村落はいわばそれ自身一つの小王國であり、その村落の統治は理念上では住民によつて處理されることになつてはいるが、實際は全住民によつてではなく、したがつて民主主義的ではなく、富者の利益の代辯者たる少數者によつて處理されている。^(一一)村落の首長は村落内部の問題のみならず、縣政府の村落における行政官として、田賦徵收・官物輸送等の末端行政事務を處理せねばならない。したがつて、村落で「選ばれる」首長も知縣の確認を必要とし、かく權力に結びついた首長の地位は人々に有利なものと考えられている、とのことである。つまり、清朝の人民支配體制は、地緣的な——時には血緣的な——共同體擬制によつて階級關係が曖昧にされ、隱蔽せられた村落全體を首長によつて代表させ、その首長を地主階級支配の頂點に立つ清朝國家權力の末端に結合するといふ二重に錯雜した支配體制であつた。したがつて、清朝はかかる二重の支配を貫徹するために、相互監視と恐怖政策の連帶制度によつて首長に人民支配を強要したのであるが、この連帶制度こそ、村落の外見上の自治と專制權力、また人民の表面的な自由と封建支配の同時存在を解く鍵である。即ち、上から下に向つては、清朝權力が村落内部の富者・地主の代表たる首長を把握し、その首長は政治的權力・經濟的實力・社會的威望・個人的能力等を基礎として、それらを共同體擬制によつて粉飾しながら人民に對する支配を行

つたのであり、その終極たる人民は連帶制度による権利の無限の嬌小化の下に生活せねばならなかつたのである。事態の本質がこうである以上、村落生活がいかに平和的かつ民主的に見えようとも、そこには封建的階層支配の重壓が指摘されねばならず、また、中間層たる首長や支配階級たる郷紳・官僚が時にいかに大きく見えようとも、そこでは封建專制清朝と人民大衆の矛盾が最も主要な矛盾とされねばならないのである。

さて、支配権力の末端であり、反動勢力の地方的集中としての萊陽縣城は、幅一丈五尺の堀および高さ二丈一尺の磚郭に圍まれ、縣下の全村落の上に聳え立つていた。縣城には、該地の最高権力者であり、縣民の精神上の父たる族長的權威の保有者としての知縣が少數の官僚を従えて人民を支配していた。中國の官僚制度では、「管官之官多、管民之官少」といわれるように、人民に直接に接觸する官僚は極めて少く、在地の支配層たる郷紳との結合が支配の貫徹の必須の條件となる。ところで、ここ萊陽においては、二代に亘つて紳士三人を輩出した王氏が知縣と結びつき、この結合を中軸とする官紳層が人民にとつて直接の支配者となつていた。城内に住み、源順・公順錢舖、元豐衣局を經營し、家私約二十萬と稱された生員王圻は、兄の法部署右侍郎埤の朝廷における勢力を背景に、「其の弟埤と官署に結納し、出入自由」とされ、知縣朱槐之は彼等兄弟を「五叔六叔」と呼んだという。彼は「新政」として巡警局が設置されると、「又其の同族（增生）王景嶽を援引して警察局長と爲して公順號の爪牙と作し、」小學堂が開設されると、歳貢生葛桂星をその教員にとりたてて輩下とした。また彼は劣紳張相讓と「通同舞弊し、學堂捐款を侵吞する」など、惡として爲さざるなく、罪を犯すも罰なき勢力家であり、人は彼を「第二侍郎」と稱名したという。彼等四名に、訟棍として有名で「于二知縣」と稱された于贊揚を加えた五人が「三害二蠹」と極言された最も反人民的な劣紳グループであつた。彼等は「新政」を中心に全ゆる政治舞臺において「官膏之利」を貪つただけでなく、全ゆる社會生活のなかで「詐財之實」を追い求めたのである。

王圻は、兄の侍郎の勢力を背景に朱槐之と結んで従來「自封投權」であつた錢糧を、光緒三十三年より、公順・源順等五大號の「包辦」に改め、その際に銅元の折扣率を操作するなどして、農民負擔を一舉に二五〜四十%も増加させた。ま

た、彼は光緒三三年より縣下の全社から徴收された文廟補修のための廟捐(二九)および「原有漏稅罰款」一萬五千餘吊を全部公順號に「收存・動用」し、しかも工事が終つても暴動が発生するまで僅か五六千吊といわれる工費支出の明細を發表しなかつた。さらに、宣統元年より土地賣買に伴う契紙稅(三〇)の増額によつて貧農に對する收奪が強められ、他にも一部の地域では牲畜捐や釘牲口蹠捐(三一)等が新たに付け加えられた。さらにまた、宣統二年には畝捐(三二)として落花生八千文、地瓜六千文等の作物稅が課せられ、農民負擔は「今驟増して數十倍に至る」とまでいわれるほどに達したのである。手工業者も、光緒三三年に巡警局が設置されてより、その費用をまかなうために油房捐(三三)(毎年二〜六吊)、染房捐(三四)(每年大錢一千文)等を徴收され、商人も、光緒三四年より鋪捐(三五)を徴收されることとなつた。官紳の收奪はこのように全ゆる生業に及んだのみならず、農民の唯一の文化的娛樂ともいふべき芝居にまでも及ぼされた(戲捐(三六))。これらの莫大な收奪は官紳の間でその實力に應じて分配され、彼等の私囊を肥したのであるが、稅捐の徴收に當つた巡警局の局董王景嶽などは、「三年前に當りては、負債累々たりしに、朱令到任の後に及んで、驟かに美田二十餘畝を増し、房屋は煥然一新、並に藏鏹を富有す」とされ、人はそれを稱して「皆局董に充當せらるるに由り致す所なり」と言つた(三七)といふ。

彼等劣紳が司法權をいかに人民收奪のために用いたかについては贅言を費すまでもないであろう。さらにそればかりではなく、たとえば王圻は、西北鄉民が共同利用していた北山の柴草を、「威もて逼り利もて誘い、全數包買し、賤く收めて貴く賣り、因りて市價を操縱して盤剥(三八)」たりもしたし、また、同じ北山において、私有地ではあつたが鄉民に放牧を許していた寧坡の地を買いとり、放牧も禁じて鄉民の生活を脅かすようなこともした。これらのことは、後に暴動における西北鄉民の不屈の戰鬥性を支える一因ともなつたのである(三九)。

光緒末年以降における官紳支配層の收奪の極度の激化は人民大衆の生産と生存を脅かし、その結果、人民大衆は自らの生産と生存をまもりぬくためには支配階級の暴虐に抗して決起せざるをえなくされた。既に油房捐徴收が開始された際に、縣下約千家の「各油房は城東望石鄉埠上社水南村李韓五を公舉して上控(四〇)し」、まだ法廷に眼を奪われていたとはいへ、

即座に彼らの小生産者の利害に基いて團結し、反動的收奪に反対した。そして、宣統二年の戸口調査の際に、西北郷の二五村を管轄する地保趙仁紹が毎戸大錢三十文を戸口税として徴收したのに對して、「後、北泊村……五村々長趙乃洋が告發し、「變を激せんことを恐れる」朱槐之をしてそれを返還させた。勿論、告發しなかつた二十村では返還されなかつた。また、西北郷白馬社においても毎月每人銅元三枚の人口税が徴收されたが、「半月後に變起り、始めて停めた。」これらの經驗は、人民大衆の革命的な動きが、支配階級に全支配體制を損わないための部分的讓歩を強要する、ということを示していた。そして、このような人民の動きを背景として、中間層たる社長の間からも、「凡そ官府の明文無きの苛捐は概むね抗して納めざる」于祝三(三三)ごとき反官紳派も登場してきたのである。かく支配階級と人民大衆の矛盾の激化は一觸即發の状態にあつたのであるが、折もおり、社倉の積穀の問題がその導火線となつた。

社倉(三三)は光緒六年、錢糧銀一兩ごとに穀一斗を出して作られ、「共五、五九二石四斗を積み、各社に歸して存儲した。」したがつて、社倉は錢糧納入者から地主と農民とを論ずるなく一定の穀物を供出させて創つたものであつて、まさに共同體擬制の物質的表現であつたのである。ところが、かの城紳于贊揚はこれを利藪と考え、光緒九年、「官に稟して全數を城内の書院に提入した。」續いて十二年には、「諸劣紳ら傳(縣)令に懲源して積穀を得て變賣し、」備荒の現穀を緊急の役に立たない貨幣に變えてしまつた。その際、彼らは約三萬吊の價值があるものを一萬六千餘吊で賣つたことにし、その内の一萬三千餘吊のみを一割の利息で天福當へ存入(存)した。さらに二九年に至つて王圻・于贊揚等は天福當への存(存)款を自ら(自)の錢舖に存放したのであるが、この間の操作は曖昧を極め、かくして、最初の五千餘石の現穀は光緒の終りには帳簿上四千餘吊の貨幣にされてしまつたのである。

運命の宣統二年は災害をもつて明けた。春三月に霜害があり、秋播小麥は殆ど全滅した。即座に物價騰貴が始り、穀子は斗一千二百文、麥子は三千三百文まで跳上つた。既に官紳の收奪に疲弊させられていた人民大衆は、「缺食者、十居八九」の窮境に陥つたのであるが、それでも官紳は「各款を以て捐を逼つた」(四四)。そればかりでなくさらに、「巨富積粟」の地

主達は、たとえば陳玉徳のように「荒軟なるも糶うりよねせず、必ず八分を以て行息こうりふしし、且つ田宅を指して押と作すを須う」として、この「絶好」の機會を土地集積のために利用した。そして、その場合にも彼等も彼等は官憲と結合して「買契を偽造し、官之に税して眞正業主をして與に争う能わざらしむる」など、國家權力をその目的に奉仕させたのである。天災は官紳・地主の手によつて一層擴大され、人民大衆は官紳支配によつて數倍も惡化された狀況下に餓えねばならなかつた。飢饉に曝された農民は、今や年々國家と地主に略奪されてきた租税や地代の返還を要求すべき時點に立ち至つた。

しかし、萊陽においてははもつと身近かな問題が存在した。農民はまさにかかる時のために蓄えたはずの社倉の穀物を用いるべきだと考えた。彼らは、官紳の逼捐に對し、「群議して、積穀もて以て抵償を爲さんとし」、「各鄉民、皆近きに就きて社長に向いて逼索した。」(三七)このような農民大衆の動きの前に、姜爾綬は「固より巨富なれば、敢て成紳に搜せまらず、乃ち自ら出穀して以て民飢を拯い」、「于祝三も「亦城紳の横暴に敵わざるを恐るるに因り、自ら出穀して略ぼ塾附を爲した。」(三八)二重の支配の結節點としての社長層が皆このような行動をとり、また農民がかかる一時的なおめぐみに満足していたならば、問題の解決への前進はもつと先まで引きのばされていたかもしれない。しかし、西北郷太平社長「曲詩文は家貧にして塾付せんと欲するも賁無きに苦しみ、第ただその父倡辦經手の人に係り、脱るるを得ざるを以て、乃ち勉めて衆議に従い、四月十三日城西關帝廟に至りて會議するを定め」(三九)ねばならなくなつた。かくして、農民を縛りつけておくための共同體擬制は今やその機能を喪失した。社倉ごとき共同體擬制をも利用して蓄富を圖つた官紳は、自ら持ちあげた石で自らの足をうつ破目になつたのである。

二 暴動の展開とその敗北

清末の萊陽における階級矛盾の激化が既に人民の散發的抵抗を誘發していたことは、我々の既に前章に見たところである。ところで、當時、華北の各地には「聯莊會」(四〇)なる農民自衛組織があつて同一の利害はあつても共通の利害は缺如して

いる孤立分散的な農民に結合の基礎を與えたのであるが、聯莊會による統一の行動は萊陽暴動の展開および敗北に大きなかわりあいをもつたのである。

さて、約束の四月十三日(四二)に至るや、「西北郷の飢民の袋を携えて来る者七百餘人」が城西の關帝廟に集まつたのであるが、彼等は必ず進城討穀せん」と譁言していたという。しかし、曲詩文は農民大衆を十分に信頼せず、「村長三十餘人」のみをつれて城内へ行き、他郷の社長于祝三・高玉峯等と落ちあつて王圻等に「施放積穀・清算帳目」を要求しようとした。ところが、高玉峯が「陰かに兩端を持し、各紳に通知して皆避匿せしめた」ので、曲詩文は目的を果すことができなかった。そこで、彼は「經管紳士」の不當を縣署に訴えようとしたところ、門丁はかえつて彼を逮捕した。この報せが城外に傳わるや、農民は「蜂湧して署に至り、索穀の聲、萬口一詞、縣署をとりかこんで動かなかつた。知縣朱槐之は事態の重大さに氣付き、何とか急場を凌ごうと八方手を盡したが、農民はあくまで追求の手をゆるめなかつたので、彼はついに「乃ち經管紳士に傳質して十日内に算帳し、缺者は追賠するを允した。」かくして、農民は自らの實力で平和的に官紳支配の一部を突き崩した。ここには、まだ萌芽的ではなかつたとはいへ、農民が自由に語り、自發的に團結するならば、したがつて民主主義的な自覺をもつならば、彼等の力で封建支配を打到しうるものが既に示されていたのである。そして、今や權威を失墜した官憲は事態を收拾する能力を喪失し、遅れてやつて來た于祝三に依頼して「萬端開導、向衆叩頭」してもらい、漸く農民を解散させたのである(四三)。

農民の實力鬭争が積穀の返還をちとつたことが知れわたると、十五日(四三)に至り、僧道數百人もかつて學堂辦理の名目で劣紳に收奪された廟産(四四)の返還を要求して知縣に迫つた。朱槐之は今度も大衆の壓力に屈して、表面的にはその要求を呑んだ。しかし、支配階級は部分的讓歩のくりかえしが全面的敗北に轉化することを恐れ、「劣紳王圻等、該知縣と密謀(四五)し、」古現村水師營兵四十名を城内に進駐させて反擊體制を固めた。そして、まず僧道數十名が逮捕監禁された。勿論この間、農民の約束は一向に實現されなかつた。

四月二日、^(四六)登州府知府文淇が萊陽に立ち寄つた。朱槐之は彼に「千金を賄ひして」事件のもみけしを圖るとともに、人民の抵抗を壓殺するべく、「復た兗河王步青巡防營兵四十名を調して城裏に駐さしめ、曲詩文を撃するの計を爲した。」翌朝、文淇が縣城を出て玉珂頂に至つた時、何も事情を知らない「社長五六十人が欄輿して遞稟した」ところ、彼は「閱して竟に之を地に擲うち、且つ出言威嚇し、乘輿して急ぎ去つた。」彼等はそれでも知府を追いかけ、「其の前に出て再た遞稟するも、文守仍お辱罵して諸を地に擲つた。」社長等の請願は、それ自體としては何ら力になりえず、官憲に容易に蹂躪されたのであるが、しかし、この出來事は、支配の根底である族長的權威に粉飾された官憲・國家の公的機能に對する人民の幻想を拭いさらずにはおかなかつた。また、かかる政治的事件は眞の敵を正確に認識できなかつた當時の人民に、いかなる自然的災害・經濟的收奪にもまして攻撃の方向を指し示すのに與つて力があつた。さらにまた、この四・二三事件は、階級矛盾の顯在化とともに、社長の中間的役割の果されるべき餘地も消滅することを明瞭にしたのである。この出來事が村々に傳えられるや、「衆大いに憤おり、」さらに曲詩文の逮捕が陰謀されていることが知れわたるや、それが直接のきっかけとなつて「遂に四月二五日、九里河に驟るもの四五千に至つた。」農民大衆の決起はたんに量的發展を見せたばかりでなく、「積穀を議討する外、加賦苛捐の諸事を理論する」など、支配體制全體に眼を向け始めるが、ごとき質的飛躍をも遂げ始めていた。縣城の西方僅か三軒ばかりの地に數千人の農民が集驟して、生活の困難と收奪の過酷を自由に議論し始めたのであるから、縣城内に僅か百名前後の軍隊しか有せぬ支配階級は恐怖に震えあがつた。「劣紳は大懼し、城迅王鳳苞および同城官が出でて調停を爲さんことを求め」ざるをえず、ここに支配階級中の最も反動的な集團は政治的機能を喪失し、それに替つて、人民の不満をなんとか收拾できる他の集團の登場が必然ならしめられたのである。

決起した農民は「一 革除劣紳、二 清算積穀、三 悉免雜捐、四 清算文廟帳目、五 錢糧銅元不折、六 巡警不准出城 支費亦須清算」等の要求——たんに經濟的要求に止まらず、政治的要求をも掲げて知縣に迫つた。ここでは「讎官」ではなく「讎紳」の鬭争としての側面が強く出ていたとはいへ、したがつて他ならぬ知縣に要求を提出してはいたとはいへ、既

に農民たちは收奪の擔い手へと攻撃の鋒先を向け始めていた。支配階級は、決定的に農民と對決するか、あるいは農民がまだ眞の敵を認識できないのを利用して、一部の反動派に罪を被せて彼等の不満をそらすか、選ぶべき道は二つに一つであつた。とはいえ、現實には前者の道は全く不可能であつた。そこで、朱槐之は農民の要求を全面的に認めることとし、さらに富紳姜爾綬等の要望をも容れて「曲詩文無罪之論」も出し、一まず農民の鋒先をかわそうとした。四・一三の經驗をつんだ農民は、この申し出でを石に刻することを要求してそれも認めさせた。そこで、石の「永垂久遠」なるにより、その上に刻された内容の石のごとき不變性を信じた農民は「皆勇躍して出で、且つ萬民傘を送りて以て之に報いんことを議した、^(四七)」という。農民は再び、平和的に、彼等の要求を貫徹した。農民——それも主として貧農であろうが——の團結、さらにその團結より生ずる威嚇的な力がこれまで途方もなく巨大に見えていた政治權力を壓倒しかつ否定した。農民は、自らの力によつて、彼等の被抑壓の状態の不可動性に對する傳統的盲從、また官紳地主に對する隸農的屈從を斷ち切り、自らの運命を自らの手によつて決定することに成功した。眼覺めた農民は戰鬪的な民主主義の、また眞の地方自治の擔い手たる彼等の能力を萌芽的とはいへ示していた。そしてそれと同時に、農民はその立脚基盤の狹隘性に規定せられて、現在彼等が對決している眞の敵についての十分な認識をもちえず、新しい社會への見通しはさらに持ちえず、したがつて向自的に行動しえない、という認識上の缺陷また政治的未熟を暴露したのである。

農民の集團的決起に屈した朱槐之は自治局董張相讓・于贊揚、勸學董王圻、教育會長葛桂星、巡警局董王景嶽を「衆怒を犯すに因り」革職した。^(四八)彼はかかる讓歩をすることにより自らの保全を圖るとともに、農民の怒りを鎮めることによつて全支配體制の根底からの崩壞を防ごうとしたのである。かくして、「新政」に假藉して收奪の限りを盡した最も惡質な部分は政治舞臺から退場させられ、支配階級内部には分裂が發生した。さらに、戸口・牲畜等の捐に對する農民の追求を前にして、朱槐之は「皆王景嶽の爲せし所にして官實は知らず」といい、責任を劣紳になすりつけた。そこで農民は「五月初五日に於て王景嶽に向い戸口・牲畜等の捐を追索せんことを定め、」當日に至り、「約せずして會する者七八千人」

が柏林莊の彼の邸宅へと向つた。王景獄は事態の急を知つて逃亡したので、農民は彼の邸宅を破壊し焚燒した。また、かの惡名高き陳玉德、高玉峯の宅へ向いて彼らの家をも焼打した。その際に彼等があくまで直接生産者人民の道德性を堅持して「四隣の一草一木も累し」なかつたことは、後述する官軍の腐敗墮落の暴虐に比して餘りにも對蹠的なことであつた。しかし、この日の農民の直接行動はなにもものにも勝る有効な政治的示威となり、劣紳達はあるいは煙台へ、あるいは省城へと逃亡してしまつた。かくして、農民は眞の地方自治を確立できるかのごとくにも見えたのである。

しかしながら、歴史的進歩の方向へと一步を踏みだした農民は、彼らが闘つている眞の敵は一縣の支配勢力などではなく、はるかに巨大な怪物たる全支配體制——清朝封建權力およびそれを操る帝國主義——であることを即座に思い知らねばならなかつた。萊陽の支配階級から排除された劣紳達は自らの利害のために策動を開始した。王圻と王景獄の子廷蘭は

「省に赴いて呈控し、並に萬餘金を帶し省に到りて運動し、」また、煙台・省城等の官・商・學界は山東巡撫孫寶琦に「請救之稟」や「請願書」を殺到させた。^(五二) その結果、孫寶琦は農民に讓歩した朱槐之を撤任し、さらに道員楊耀林を派遣して

「滋事情形を查明させ、」同時に、登州鎮總兵李安堂を派遣し、「兵隊を酌發して隨往彈壓し、脅從を解散して主要を拏辦せしめる」ことを決定した。五月二十日には新任署知縣奎保が、二二日には楊耀林が「兵五百名を帶して」萊陽に到着した。^(五三) 奎保は着任するとすぐに朱槐之の許可した雜捐・折扣免除等の各項を一律に取り消して從來どうりに各捐を徵收することとし、また「倡首抗官の聯莊會々長曲詩文」を逮捕する布告を出した。^(五四) 「死老實」の農民はまたも騙された。たとえ

石碑はそのままであつても、皇帝の代理人が代りさえすれば、獲得物は消え去つた。農民階級の鬭争が一縣的な規模で封建支配を動搖させ、部分的勝利を獲得するやいなや、支配階級はより高次の階級的政治的集中たる全省權力でもつてそれを壓殺しにかかつたのである。

舊來の支配・收奪の體制は一夜にして復活された。しかしながら、既に一度民主主義的自覺を有した人民を一片の告示で抑えつけることはできなかつた。彼等人民大衆は「重税を認めれば必ず餓死せん、重税を認めざれば必ず誅死せん、

其れ坐して死するを待たんよりは、鬪いて決死するに如かず」^(五五)との決意を示していた。逮捕令の出た曲詩文は、五月二六日に西北郷の馬連村々長呂明の家へ赴いたところ、欺かれて監禁されてしまった。子の保瑛の報せにより、楊耀林は即ち「馬歩隊一百六十名並に差役七八十人」を幫帶陳忠訓に率いさせて派遣した。しかし、呂保瑛が縣城へ行つてる間に、「曲の素より郷里の重んずる所なるを念つた」雇工が彼を逃したので、夜半三十軒の道を駆けつけた官兵は完全に無駄足を踏まされた。そこで、怒つた官兵は呂保瑛を射殺し、さらに「夜に乗じて沿戸捜査、實は以て姦淫搶掠を濟した。」この横暴に對して農民が自衛體制に入ろうとしたところ、彼等は「開槍轟撃し、郷民は傷四五十人、死七人」の犠牲者を出した。農民は憤怒し、「立ちどころに集る者千餘人、各々鞭撻を執りて以て抵禦を爲した」のであるが、この非武装の農民に對して、「兵は勢の急なるを見、排槍を開くこと大敵に臨むが如く」に襲いかかり、兵士の負傷者僅か一名に比し、農民はさらに傷亡十餘人の犠牲を強いられたのである。「訴願者(曲詩文)既に嚴撃せられ、報信者(呂保瑛)復た冤殺に遭い、附近居民又轟撃淫掠せらる」といわれたこの五・二六虐殺は、人民大衆の全般的な無權利状態および根據のない横暴からの自由の缺如を白日の下に曝けだした。しかし、この五・二六虐殺は、意識的な政治煽動のスローガンの缺如せる人民大衆に恰好の實物教育を施し、彼等の革命的な氣分を革命的な高揚に轉化させるきつかけとなつた。翌二七日には、「傳牌の到つた村では、村中家ごとに一人を出して查路或は送飯せよ」^(五六)と書かれた回狀が全縣に回された。かくして、暴動は一擧に全縣的な規模にまで擴大せられ、決起する者は「十五萬餘人」^(五七)と稱されたのである。

農民は、今や幾世紀にもわたる未曾有の無知と貧困、汚濁と放置の中に生きることを強制された存在であることをふり切り、曲詩文の指導の下に自らの生産と生存を擁護して起ちあがつた。「二八日、驟集するもの數萬人、馬山埠(縣城西約三軒)に屯し、又衆を分ちて四路と爲し、要害に駐守した。」^(五八)そして、かかる行動の展開においても、官軍のスパイの報告にも見られるように農民はその直接生産者また戰鬪的民主主義者らしい規律性を示したのである。さらに、農民は、災害と收奪に苦しんでいたにもかかわらず、「農業を全く抛りだして」、「圍城するものは圍城し、站崗するものは站崗し、送飯す

るものは送飯する^(六二)」がごとき同一の利害に基づく團結を示し、また、「吾が萊陽の民を將て殺絶するに非ずんば、決して民の爲に請命せし曲詩文を將て獻出するを肯んぜず、亦決して各種の苛捐を承認するを肯んぜず^(六三)」との指導者に對する信頼および斷乎たる鬭争の決意を示したのである。縣城を包圍した農民は「大雨と雖も簞笠を荷い復た散せず^(六四)」——ここに城壁を隔てて農民の民主主義のコースと反動的封建主義のコースの對立が誰の眼にも明らかとなつた。

五・二六の失敗に慌てた楊耀林は即ちに巡撫に軍隊の派遣を電請した^(六五)。加えてかの法部右侍郎王琦の要請もあり^(六六)、孫寶琦は豫定の總兵李安堂のほか、第五鎮第十協統領葉長盛を派遣した。時恰かも六月一日の青島電は濟南から兵二百名・馬九十匹が青島へ到着したことを報じ、翌一日電は二千名の兵が派遣されたことを報じていた^(六七)。李安堂の軍は巡防隊馬・步各一營よりなり、葉長盛の軍は砲兵・馬兵各一哨を含む新軍二營であつた^(六八)。さらにそのみならず、山東に權益を有するドイツは早速萊陽近海に水雷艇一隻を駐泊させた^(六九)。半植民地社會における資本のための隸農でもある農民階級は、自覺すると否にかかわらず帝國主義と鬭争せねばならなかつたのである。かく彈壓體制が整備されつつある間にも、反動的據點たる縣城は、日を経るにつれ「匪、盜益々多く四境に蔓延し、各路を把守す、但に文報通ぜざるのみならず、即ち郵局信差も亦出入し難く、所有派出せる偵探辦事の人均く前進し難し^(七〇)」との知縣自身の報告にも見られるように、全くの孤立状態に陥し入れられていた。

六月三日、葉長盛・李安堂の軍は縣境の姜山（縣城西南約五十軒）に駐屯した。しかし、「民黨李秀山兩萬餘人」が水溝頭で進路を阻んでいたので、葉長盛は地元出身の參謀丁劍秋等を派遣し、水溝頭鎮義合號の史卓卿を介して招撫工作を行うこととした。彼等は李秀山に「大義を開陳し、導くに利害を以てした」のであるが、この脅迫と誘惑の二面工作の前に、「大義」や「利害」の階級的内容を理解できず、したがつて彼等の眞の敵および決起の全意義を正確に認識しえず、また、自らの組織としては聯莊會ごとき緩慢なものしかもちえず、したがつて民主主義的ではあつても集中的指導の缺如

していた農民軍李秀山一黨は、かかる官軍および地主・商人等の策謀を見破ることができずに自ら解散する、という誤謬を犯したのである。しかし、自らの誤ちは自ら償わねばならない。所謂「利害」とは、直接的には「水溝頭の董姓、兵の搶掠を蒙る者十餘家、計大錢一百五十餘吊を贓せらるる」^(七六)がごとき掠奪にほかならず、また、「大義」とは、まさに李秀山自身の逮捕^(七五)に背信的に具現するものであることを、卽坐に認識させられねばならなかつた。

かくして、四日^(七五)に至り葉・李の軍は水溝頭（縣城西南約三十料）に進駐した。この成功に自信をえて、官側はさらに煙台居住の萊陽出身者や隣縣の知縣等を動員して「勸導」を爲さしめ、「其の脅従を解き、以て曲逆の勢を孤にする」^(七五)に務めるなど、懷柔と分裂の工作を懸命に展開した。そして、かかる間にも社長・村長層の動搖が始まり、「東・南・北各郷は皆初五初六兩日に於て解散歸農した」^(七六)。しかしながら、曲詩文は「聲望ある老先生」による官側の「調解」^(七六)工作を「不能調説」と毅然としてはねつけ、農民軍の領袖に相應しい態度を堅持したし、また、かの西北郷の農民は「尤も劣紳を恨むこと刺骨」であつたので、「兵驟かに至るを聞き、益々憤おり、厲集亦愈々衆く、」^(七六)絶対に屈服しないという姿勢を示した。農民は、全く素手同然で「皆鐵皮を門に釘して盾と爲し、之を背おいて以て城上に進み、開槍互撃すると雖も前蹴れて後起ち、毫も死を畏れざる」^(七九)自己犠牲性と英雄主義の精神を誇示したのであるが、その武装の不備、鬭争経験の不足、さらに決定的には戰略的見通しの缺如が、彼等をして敵の進軍を知るもなお「圍城」に止まつて「攻城」せず、ついに勝利への道を自ら抛棄させたのである。かく農民が進撃の時を見失つている間にも分裂工作は進展し、さらに連日の大雨等の諸條件の悪化もあり、農民側が完全に焦悴しきつた時點において、官軍は「郷民の設備せざるに乗じて」攻撃を開始した^(八〇)。

一方、縣城内の反動支配層は、二丈一尺の城壁も頼むに足らず、人民の革命的高揚の前に恐怖しきつていた。支配階級は、彈壓の開始に當つては必ず罪を人民になすりつけ、でつち上げを行つて處置の正當化を謀るものであるが、この場合も、奎保は「匪衆、志攻城に決し、糾結して散せず」^(八一)と稱し、楊耀林に至つては「攻城急なり、兵を調して卽ちに至れ」^(八一)

との函を葉・李に送つた。葉・李は六日に函を受けとるや、元來八日に豫定していた彈壓を一日早めることにし、翌七日(八三)早朝三時に兵を率いて水溝頭を發ち、十時すぎには馬山埠の南の嚮水溝に至つた。葉・李軍の到着に呼應して楊耀林も軍隊を率いて縣城を出た。それから後は、三千名の正規軍と素手の農民との壓倒的な軍事力の差が勝敗を決した。官軍は老幼男女を問わず、何千何萬の人民を殺し盡し、大小十三村莊を焼き盡しかつ奪い盡した。萊陽人民は「此の鉅創を経て敢て復た聚らず」といわれたほどの打撃を受け、人民の信望を一身に擔つた曲詩文も逃亡せねばならなくなつた。かくして、萊陽人民の革命的エネルギーは血潮と火炎の中に飛散せしめられたかのごとくにも見えた。

廢墟の萊陽に再び「平和」が訪れ、逃亡していた劣紳の歸郷とともに、再び官紳の支配が回復された。しかし、矛盾は解決されたのではなく、内攻させられたにすぎなかつたので、「該知縣奎保と劣紳等は自ら民と結怨日に深きを知り、他變を生ぜんことを恐れ、捏詞通稟し、兵を留めて駐紮せしめん」ことを謀つた。また、「道員楊耀林と總兵李安堂等は又縦殺もて功を邀うべく、擄掠をもて致富すべしと以い、遂に四郷に分紮することを建議し、」かくして、かつて「巡警下郷」に苦しんだ農民は今度はそれに數倍する軍隊の駐紮に苦しむこととなつた。駐屯軍は城内外において暴行掠奪を縱いままにしたのであるが、その軍隊の「一切の糧草は、公順號設立の公所總局由りし、四門に各々分局を設け、統べて王塚の總管に歸し、」かかる官と紳の結合を基礎に「四郷に勒逼して運輸供給せしめた。」(八六)一方、六月中旬には「匪黨仍お一萬餘人有りて専ら官紳と難を爲し、新捐に反抗し」(八七)ていることや、あるいは奎保が虧款三萬餘吊を商家に派捐して補填しようとしたのに對し、「一時人民憤恨し、頗る群起反抗の意有り」(八八)しことも報道されはしたのであるが、しかし、「曲黨搜査」に名を借りた反人民的諸彈壓また白色テロルの前に人民の力量は沈黙を餘儀なくされたのである。沈黙した人民に對する官紳の收奪は以前より一層苛烈でさえあつた。しかも官紳の收奪や官兵の暴虐は最後まで抵抗しぬいた西北郷の農民はもとより、「大義」を信じ、「勸導」に服した全人民に對しても容赦ないものであつた。農民はその決起を十分に先まで推し進めえず、清朝封建權力を打倒できなかつたために、暴動前より一層酷い生活を強制されることになつた。かくし

て、萊陽人民の勇敢な闘争は、封建専制権力と勝利的に闘争するためには、眞の敵および決起の全意義が人民の間で十分に自覺されていなければならず、また、決起が統一的であると同時に組織的集中的指導を有さねばならず、さらにまた、決起の後はその十分に先まで推し進めねばならない、というような教訓を残して歴史の後景に退いたのである。

三 封建主義の動搖と立憲派の登場

萊陽暴動は、一縣の支配體制を覆えし、巡撫孫寶琦をして「寢食俱に廢する」^(八九)ほどの恐怖を感ぜしめたにもかかわらず、直接的には清朝正規軍および反動的官紳層によつて流血の中に敗北させられた。しかし、四・二五の決起が一縣的規模で支配階級の分化を惹き起したように、二ヶ月にも及んだこの暴動は全省的な規模での分化を必然ならしめずにはおかなかつた。萊陽人民が五・二六虐殺以降に全省的全国的権力と敵對して始めて朝廷に對策を出させ、またジャーナリズムにも登場して輿論の注目を浴びたことは、清朝支配下の人民は「共同體」の枠を打破してから階級闘争を開始することの現實的反映であるかのごとくにも見えたのであるが、實際には既に見たようにその下に隠蔽された階級矛盾を中軸として闘争は展開されたのであり、その結果として、封建専制支配はその基底における、深刻な動搖を蒙つたのである。

宣統二年は、翌三年辛亥の歳とともに、義和團以來一時停滯させられた人民の反帝反封建闘争が空前の高揚を見せ、清朝支配下の全領域が激動する政治闘争のるつぼと化した歳であつた。就中、三月の長沙暴動は、都市貧民の米騒動が巡撫衙門の焼打にまで發展したものであり、全支配階級の心膽を寒からしめたのみならず、全國の革命情勢に極めて大きな影響を與えた。直隸總督陳夔龍の「上月湘省の亂民、又米禁に藉りて詞と爲し、竟に敢て省城の重地に於て其の焚掠を肆にす、當時幸によく解散し、燎原に至らずと雖も、然れども人心亂を思ひ、處々に一觸即發の機有るを知るべし」^(九〇)との言にも見られるように、封建主義と人民大衆の矛盾の激化、即ち封建支配の全般的危機はもはや救いがたい程度にまで達して

いたのである。萊陽暴動はかかる歴史的社會的條件の下において闘いぬかれた闘争であつたので、當面の勝利を得ることができずに敗北したとはいえ、封建主義に對してさらに強力な一撃を食わせることとなつた。

萊陽暴動は被抑壓の状態に辛吟する廣大な人民大衆に彼等が誰と闘わねばならず、何故闘わねばならないのかを、彼等の闘いの方向を、一層明瞭に全國の人民に指し示した。したがつて、官憲がいかに曲詩文の首に高額の懸賞金をかけても、人民にまもられた彼を捕えることはできず、むしろ翌年の武昌起義に際しては、再度の決起が傳聞されたほどであつた。

また、萊陽暴動は人民大衆の心の中にその正義性を繼承され、その指導者、「旗鼓相當之健將」曲詩文は後世長く山東省の農民の間で宋景詩・楊殿乙とともに彼等の領袖として敬慕されたのであつた。さらにそればかりでなく、暴動敗北後一月を出ずして、遠隔の曹州においても「曲詩文に代りて復仇するに藉口して」決起した「亂民」などもあり、人民は行動

においてもそれを繼承したのである。かくして、農民の孤立分散性も、闘争の連續性・頻發性により、ある程度克服されつつあつた。そして、このような人民の革命的闘争の前進があつて始めて、支配階級は「現に該省の大吏より商民に及ぶまで、正に接濟辦法を研究して以て再亂を免れん」とする努力を拂つたのであるが、このことは少しでも眞剣な改善や改良は、腐敗した支配階級に抗して生産と生存を守りぬくための人民闘争の展開に支えられるばかりにのみ可能となることを示していた。しかし、前章にも見たごとく、敵對的な人民の決起に對して、支配階級は暴力的壓殺以外の有効な手段をもつていなかつた。とはいえ、支配階級にとつて、人民大衆は搾取・收奪の對象ではあつても、少くとも理念上では殺戮の對象ではありえず、したがつて、暴力的壓殺は一時的手段たりえても、封建主義の基底からの動搖を阻止するための根本的手段たりえなかつた。むしろ、それは逆に矛盾を内攻させ、危機を激化させるものでしかなかつたので、支配階級内部の自覺的な部分が萊陽暴動に對する孫寶琦以下の文武官僚・劣紳の方策に批判・攻撃を開始したのは當然のことであつた。

六月初旬、山東出身の御史王寶田は早くも、「官逼り民變ず、撫臣の處置宜きを失す」との上奏を行つた。それに呼應

して山東出身の京官も孫寶琦の「用人不當、勦辦張大」なるに憤り、「王履康奏する所准されざれば、即ちに連名參劾せん」こと、および「諮議局に函致して切實に此事の詳情を調査し、以て具摺の張本と爲さん」ことを「集議決定した」^(九七)。かかる山東京官の動向は「庇を外人（孫寶琦）に託し、宇下以て黨端を啓きし」^(九八)ことに對する郷黨的紐帶に基づく慷慨より發しているかに見えたにせよ、そのような外觀を貫く事態の本質は、人民の革命的高揚の前に舊來の支配の維持の不可能を認識し、より合理的な安定した支配を目指す支配階級内部の一分派——開明地主と大ブルジョア——を母體とする立憲派——の登場を示すものであつた。したがつて、封建主義の全般的危機に對する彼等の認識は、例えば王寶田の「現在歲比りに登らず、江淮阻飢す、流民の東境に入る者數萬を下らず、兗曹一帶土匪蜂起、幾んど日ごとに搶せざる無く、夜ごととに警せざる無し、瀕海の各縣又鬪匪の竄入擄掠する有り、且つ姦黨の暗かに誘結を行ふ有り、並びに二邑（萊陽海陽）の亂民を邀えて伙に入れ、資するに軍火を以てし、南北の逆氣をして一片に連成せしむれば、則ち全局を牽動し、急、收拾に難からん」^(九九)との語にも見られるように、極めて正確であつた。また、彼等はこの暴動がたんなる匪亂ではなく、人民全體が決起した民變であることを正しく認識しており、「地方の民變、從つて兵勦を輕用するの事無かりしは、民は賊と異り、賊は誅すべきも民は誅すべからざるを以てなり」^(一〇〇)との愛民策を打ちだした。しかし、彼等は人民に對する眞の共感に支えられてこのような發言をしていたのではなく、人民の「忿毒已に深く」、「其の禍必ず國家に中らん」ことを恐れたために、「激變の地方官吏を將て律に按じて懲處し、該管督撫も亦予うるに應得の咎を以てし、」かくして「顯愚なりと雖も、未だ嘗て畏法を知らざるにあらざる」^(一〇一)人民大衆の怨怒を鎮め、自分達の望みにあふような法治状態を確立しようとしていたにすぎなかつた。したがつて、彼等の正確な現狀認識および危機の打開への積極的な指向は十分に評價されてよいが、その目指すものは「平和な道」を通じての彼等の支配——法治状態とブルジョアの自由の立憲制——の確立でしかなかったのである。

王寶田の上奏は即ちに採りあげられ、六月十二日、清朝は直隸總督陳夔龍に暴動の實地調査を命じた。^(一〇二)しかし陳夔龍の

派遣した調査員はただ該地の官紳について調査を行つただけで、何ら見るべき成果を擧げなかつた。⁽¹¹⁰⁾一方、山東京官團等の派遣した調査員は、「自ら罪大にして惡極まり、時論の容れざる所なるを知る」官紳の脅怕・恫喝また收賄等による阻止妨害を排して、「報告書」等に見られる事實を徹底的に明らかにした。⁽¹¹⁰⁾七月に入り、調査員の歸京が相繼ぎ、事實が暴露されるにつれて、「同郷皆公憤を動かし、會議數次、分頭辦理し、」二二日に大會を開く手はずを整えた。⁽¹¹⁰⁾ところが、二十日に、陳夔龍の覆奏に依據し、「曲詩文は官兵を劫殺し、城池を圍困し、實に罪誅を容れざるに屬す、」として曲詩文に罪を被せるとともに、「匪徒滋鬧」に至るは「地方官辦理不善の致す所に係る」として朱槐之・文淇を處分し、兩成敗の外見をとらせ、その反面では「孫寶琦派兵彈壓するは實に萬已むを得ざるに出ず」として彈壓を正當化し、大官の責任を回避する上諭が下された。⁽¹¹¹⁾そしてこの新情勢の展開に應じて、大會は二九日に延期され、つづいて八月六日、王寶田は「山東旅京官商學三界同鄉大會」を山東會館に招集した。ここで彼等は「萊陽事變實地調査報告書」を配布し、事實の大衆化を圖るとともに、「應に即ちに政府に公懇し、善後辦法を妥籌して以て大局を維るべき」方針を提出し、參會者の壓倒的な贊成を得た。

さらに八日にも旅京三界は「再び會議を開き、代表を選擧し、共同聯銜して具摺奏參せん」ことを決め、「嗣いで魯省の京官を経て情を將て回明することとした。これらの動きに對して、「京官領袖某巨公、獨り列名を肯んぜざるのみならず、且つ極力其の原因を探るに反對する」が、⁽¹¹²⁾ごとき壓迫も加えられた。しかし、彼等の活動は萊陽人民の血の證言を伴つた正義の鬭争を踏臺としていたし、彼等自身民主主義的な方針を出したこともあつて、反動派のかかる壓迫妨害に抗して數日の間に「京内著名の商號三千餘家を聯合する」ことができた。しかも、この京師での活動に呼應して、「孫撫を公參せんことを請う」「該省紳士の來電百數十起」を越え、ここに立憲派は見事にその政治的集中を實現した。さらに、彼等の活動は、「南北各報紙、均しく萊民の爲に冤を呼び、並びに官兵の不法を極言す、⁽¹¹³⁾といわれたジャーナリズムによつて強力に支えられていた。しかし、そのジャーナリズムも、やはり「天下の人をして、朝廷、豫備立憲の時において民命を

輕視すること此の如くなるを疑はしむるを致すは、竊かに以爲うに憲政の前途の福に非る。」ことを筆を盡して攻撃しながら、なお、「今夫れ親民する者は州縣なり、州縣と相助けて理を爲す者は郷紳なり、官紳其の人を得ざれば、則ち新政は得て行うべからず且つ或は是に緣りて阻力を生ぜん」と、偏へに支配階級の覺醒に望みを託するのみであつた。ここに立憲派の目指す自由と法治状態の本質が暴露されていたのであるが、それにもかかわらず、反動派に反對する内外のかかる「民主主義」の前進こそ不撓不屈の人民鬭争のちとつた間接的な成果であつた。

十二日に至り、「京官及び商民千餘人が都察院に齊集して萊陽亂案の冤情を申訴し、魯撫孫寶琦・魯紳王埏を控告した。」しかし、「朝中有人好做官」と皮肉られたように、孫寶琦は慶親王の女婿としてその庇護の下にあつたので、都御史張英麟は代奏すべきやいなやを決しかねたが、旅京同郷の團結の前に「暫く代奏を允ばざるをえなかつた。」かくして、「山東京官柯劭忞等呈」および「山東旅京士商張春海等呈」が代遞され、十六日には、王寶田の孫寶琦・陳夔龍を參劾し、再調査を請う上奏が、さらに御史趙竺垣の孫寶琦劾奏が續いた。その結果、十六日には、わずかに孫寶琦に再調査を命ずる上諭が下され、續いて軍機處もそれを決定した。如上の経過は、立憲派は自由と法治状態の確立を意圖していたにもかかわらず、彼等の活動が大衆的基盤を喪失して朝廷内部へと收斂されていくにつれて、次第にその成果を貧弱にせざるをえない、ということを示していた。また、このことは、人民鬭争を利用することはできても、それに依據することはできず、したがつて、人民の眞のめざめを恐れ、皇帝の叡知にたよつて反動派を一掃しようとした立憲派の政治的本質を餘すところなく示していたのである。

朝廷で行なわれたのと同様な立憲派と反動派の鬭争が、前年九月に開設されたばかりの山東諮議局内部においても展開された。諮議局においては、「近來屢々外界潮流の激刺を受け、故に民智開通せる」登・萊・青三府議員の「急進」派と、「内地に僻處し、交通不便、故に民智閉塞せる」西七府議員の「保守」派とがことごとくに對立し合つていた。諮議局としても、萊陽暴動の實情調査を行うことになり、王志勳と孫丕承が派遣された。九月九日開會の日に「急進」派の王志

勳は「萊陽郷民、集會抗捐し、紳富を焚燒し、公然聚衆圍城し、大兵に抵抗す、迹既に叛逆に鄰く、罪固より誅死を容れず」と、人民に罪を被せながら、一方、「紳董前に積惡し、官吏後に激變し」、「星火をして勢燎原ならしめた」官紳の處罰を要求した。^(二二〇) 彼等は主觀的には「山東三千萬人の厚福」のために發言しているつもりであつたが、自身支配階級の一員である以上、「厚福」を損う惡の根源である清朝、權力そのものに對しては、鬪おうとしなかつたし、また、鬪うことができなかつた。翌十日には「保守」派の孫丕承が報告し、「極力曲詩文煽惑の事を演説した」のみならず、「楊・奎は功多く罪少し、紳士素望固より劣なるも、然ども之を激變と謂えば則ち冤なり」として萊陽官紳を擁護した。^(二二八) そこで王志勳等は七月二十日の上諭を據り所として攻撃を續けたのであるが、大多數の議員には、萊陽の官紳を攻撃することは自らの立脚基礎を否定することにしかならなかつたので、彼等はおろかにも王志勳等に「曲黨」のレッテルを貼り、「阿付京官」との中傷を行い、ついに多數の力でもつて「急進」派の言論を封殺した。^(二二九) このような仕打に憤激した王志勳等五人の議員は、十二日に決然として辭職した。^(二三〇)

しかし、諮議局内部で「急進」派の言論を封殺したとしても、既に輿論の歸趨は明らかであつた。自ら墓穴を掘る支配階級反動派に對しては立憲派を中心とする「學界の憤激」「報紙の登載」等々の攻撃が浴びせかけられた。^(二三一) このような情勢の中で、かの孫寶琦も「辦理不善の官紳を將て分別參處を請わ」ざるをえず、ここに清朝は彼の覆奏に基づいて、十月六日、一連の關係者に處分を下した。即ち、己革知縣朱槐之は「著永不叙用」、開缺知府文淇は「著即行革職」、署知縣奎保・道員楊耀林は「均著即行革職」、總兵李安堂は「著即開缺」、紳士王圻・王景嶽・葛桂星・張相謨・于贊揚等は、皆その紳士資格を剝奪した上、「均しく地方公事に干豫するを准さず、並に地方官に交して嚴に管束を加える」とこととした^(二三二)のである。

かくして、立憲派は、不合理な支配を行い、自ら墓穴を掘っている反動派の下層部を上諭によつて政治舞臺から一掃した。たしかに立憲派は、人民に對する赤裸々な暴虐を否定し、封建專制支配の諸々のゆきづまりをいろいろと指摘し、そ

れにかわつてより合理的な立憲制度を打ちたてようとした。そして、それはそのかぎりにおいて歴史的進歩の方向に一致していた。立憲派は、人民鬭争によつて動搖させられた支配體制を建てなおすべき「任務」を有して歴史の舞臺に登場した。その「任務」とはブルジョア民主主義制度の樹立にほかならなかつたのであるが、彼等の民主主義的意識は、人民に對して同情はしても、人民とともに歩もうとする共感に支えられたものではなかつた。そのことは、山東旅京同郷が「吾れ獨り哀しむ、萊陽の郷民、皆朝廷の赤子なるに、不肖の官紳に因り慘死させられ、復た加うるに叛逆の名を以てせらるるを」^(二三四)との同情を公言し、かつ、あれほど華々しい活動を展開しながら、六月二日に「萊陽縣の難民數千人、京に抵り、叩關して魯撫孫寶琦の縦官擾民、草菅多命を控せんことを謀つた」^(二三五)のに對して何ら積極的連帶を示さなかつたことに集中的に表現されていた。さらに、立憲派の「任務」遂行に當つての行動は、まずなによりも皇帝の反對派としてのそれであつた。そのことは「豫備立憲以來の庶政」が、「皆國に利あり、民に利あり、而るに獨り官に利あらず、且つ官の爲に俚を作すの惡紳に利あらず」^(二三六)との没階級的認識、およびそれと全く表裏をなす、奸官劣紳を攻撃しても、人民の苦痛の眞の根源である國家權力には指一本觸れないという階級的實踐の中に端的に表現されていた。立憲派は、人民鬭争を終始一貫反動派に對する脅迫に利用して、彼等の政治的立場を強化するための元手にしたのであるが、彼等の反人民性は既にその初發から明瞭であつた。したがつて彼等の手によるブルジョア民主主義制度のなんらかの形態による實現が卽座に民主主義の否定に轉化するであらうことは、この萊陽暴動をめぐる彼等の政治意識また行動の中に豫言的に示されていたといえるのである。

む す び

我々が以上において見たところの萊陽暴動の発端より一應の結着に至るまでの歴史的過程は、人民大衆の戰鬪的民主主義に支えられた革命的鬭争の前進が、民主主義革命への展望をきり開く基本的動力であつたことを、したがつて、直接生

産者農民を中心とする人民大衆の階級闘争が歴史を推進したことを餘すところなく明らかにした。革命的闘争なくしては、支配階級から部分的改良さえもかちとることができないこともまた明らかとなつた。十九世紀中葉以來の封建主義の全面的なゆきずまりを支配階級が人民大衆に對する收奪と彈壓の強化によつて切りぬけようとしたのに對し、人民大衆は彼らの生産と生存をかけて決起して地方權力を打倒し、支配體制を根底から動搖させた。しかし、彼らは支配體制を根底から打倒することはできなかったのである。

人民大衆の政治的集中の缺如、理論的認識の不全等の缺陷は、専制支配の下において皇帝の反對派たる立憲派の登場を必然ならしめた。立憲派は新しい皮袋に古い酒をつめるべく歴史の舞臺に登場し、終始人民闘争の後について歩みながら、屍を窺うはげたかのようにその成果を横取りしようとした。このような人民の政治的未熟の面のみを代表する立憲派が中國における眞の人民解放の擔い手とはなりえず、革命後にはその反動的側面をあらわにしたのは當然すぎるほど當然のことであつた。これらの事實に照して見れば、萊陽暴動は辛亥革命の總過程を縮小した型で反映していたといえる。そして我々は辛亥革命の成功と失敗の基本點もまたこの暴動の中に見てとることができるのである。

したがつて、人民大衆はたとえ立憲派とともに第一歩を踏みだしたとしても、その第二歩をとともに進めることはできなかったであらう。人民大衆が彼らの戰闘的民主主義を、彼ら自身が眞に解放される新しい社會の建設に結合するためには、この暴動において示した彼らの缺陷を克服した階級およびその前衛黨を彼ら自身の内部において生みださねばならなかつた。そして、そのような課題の達成された後において、五四運動およびそれに續く新民主主義革命の幕がきつておとされることになつたのである。

註

以下の註文において「年」をあげない資料は全て宣統二年刊のものである。また、東方雜誌第一期とのみ記したものは、

中國大事記中の萊陽暴動に關する記事のことである。

(一) 戦後の研究動向については、最近では中村義「辛亥革命史研究をめぐつて」(東洋學報第四五卷第四號)がある。

(二) 中國科學院歷史研究所第三所集刊第一集 なお、事變の梗概と資料を紹介したものとして、木村靖子・寺木徳子「山東萊

賜事變とその資料」(お茶の水史學第三號)がある。また、波多野善大「辛亥革命直前における農民一揆」(東洋史研究第十三卷一・二合刊號)にも若干觸れられている。

(三) 宣統政紀 正月戊辰

(四) 梁秉錕等纂 萊陽縣志(民二四刊) 卷二 内務 戸口

(五) 張心一 山東省農業概況估計報告(天野元之助 山東農業經濟論 附表二による)

(六)(七)(八) 第六次農商統計表(天野氏前掲書附表三・四による)

(九) 前掲縣志 卷一 疆域 區制

(10) A. H. Smith, "The Village Life in China" XXI. Village Headman 1899 邦譯 仙波泰雄・鹽谷安夫「支那の

村落生活」第二章 郷長

(11) この實例としては、根岸佑「中國社會における指導層」一一〇～一二九頁が参考になる。

(12) 前掲縣志 卷一 建置 城池

(13)(14) 山東旅京同郷 萊陽事變實地調査報告書 劣紳王圻之歴史(以下「報告書」と略稱)

(15) 「報告書」葛桂星之歴史

(16) 「報告書」張相讓之歴史

(17) 「報告書」于贊揚之歴史

(18) 「報告書」商號包收錢糧之駭聞

(19)(20)(21)(22) 「報告書」苛捐種々の擾害

(23) 御史王寶田奏萊陽海陽二縣相繼煽變請簡派大臣駐往妥籌撫定

摺(以下「王寶田奏摺」と略稱)

(24)(25)(26)(27) 「報告書」苛捐種々の擾害および前掲縣志大事紀

(28) 「報告書」苛捐種々の擾害および劣紳王景嶽之歴史

(29) 山東諮議局議員王志勲調査萊海亂事報告書(以下「王志勲報告書」と略稱)

(30) 「報告書」苛捐種々の擾害 なお、原文の(望石村、埠上社水南郷)は本文のごとく改めるべきである。

(31) 「報告書」苛捐種々の擾害

(32) 「報告書」官紳勢力回復後の兇焰

(33)(34) 「報告書」積穀之虧欠

(35) 「報告書」官民衝突之情形

(36) 「報告書」積穀之虧欠

(37)(38)(39) 「報告書」官民衝突之情形 第一次

(40) 聯莊會は恒常的組織ではなく「每逢世亂、官府無力、人民聯結自衛者」であり、「萊陽當明末清咸同間、據父老傳聞、則亦不~~乏~~、惟無組織、事過即散」(縣志卷二鄉團)がごときものである。その一般的性格については、「蔚縣聯莊會鬪爭記

事」(近代史資料 一九五七年二期) 編者按言参照

(41) 「報告書」官民衝突之情形 第一次

(42) 四・一三の轉末については「報告書」とその他の資料との間に若干の差異がある。しかし、この暴動の自然發生性から見て、最初、農民は積穀返還要求を中心に動き始めたと考え

るのが妥當であろう。

(43) 「報告書」官民衝突之情形 第二次

(44) 「報告書」劣紳王圻之歴史

(45) 都察院代遞山東旅京士商張春海等呈(以下「張春海等呈」と略稱)

- (四六) (四七) 「報告書」官民衝突之情形 第二次
- (四八) 「報告書」以外の資料は、この四・二五の官側の讓歩を五月五日の焼打以後のこととしている。大體、暴動發生から五月中旬までの事柄についての資料は不正確であるが、五・五以前に支配階級内部に分裂が發生していたと考える方が焼打事件を理解し易い等の理由から、敢て「報告書」説をとつた。
- (四九) 東方雜誌 第六期
- (五〇) 「報告書」官民衝突之情形 第三次
- (五一) 「報告書」官民衝突之情形 第四次 また、尙慶韓起草山東諮議局議員王志勲等辭職緣由報告書(以下「辭職緣由報告書」と略稱)
- (五二) 山東巡撫孫寶琦奏查覆萊陽海陽二縣肇亂情形摺(以下「孫寶琦奏摺」と略稱)
- (五三) 「報告書」官民衝突之情形 第四次
- (五四) 東方雜誌 第七期
- (五五) 「王寶田奏摺」これだけを見れば、士大夫の作文とも見えるが、民國十五年頃の紅槍會の宣言にも同様の思想が盛り込まれている。(滿鐵調査課 支那動亂と山東農村 九五頁)
- (五六) 「報告書」官民衝突之情形 第四次
- (五七) 「張春海等呈」
- (五八) 李蘭齋「對於萊陽曲士文事變我所知道的一鱗半爪」
- (五九) 「報告書」官民衝突之情形 第四次 また、李蘭齋前掲文によれば「十餘萬人」という。
- (六〇) 東方雜誌 第七期
- (六一) 時報 六月二十六日 萊陽亂事之東鱗西爪
- (六二) 李蘭齋前掲文
- (六三) 時報 六月二十六日 萊陽亂事之東鱗西爪
- (六四) 「報告書」官民衝突之情形 第四次
- (六五) 同上、また「孫寶琦奏摺」
- (六六) 時報 六月二十九日、「報告書」孫撫之失策
- (六七) 時報 六月一日、二日
- (六八) 都察院奏代遞山東京官柯劭忞等呈(以下「柯劭忞等呈」と略稱)
- (六九) 時報 六月二日
- (七〇) 萊陽知縣奎保上魯撫之稟
- (七一) 「報告書」官兵痛擊之慘狀
- (七二) 「報告書」軍師之橫暴
- (七三) 協統葉長盛總兵李安堂致魯撫電 なお、「孫寶琦奏摺」中の李壽山は李秀山のことであろう。
- (七四) 「報告書」官兵痛擊之慘狀
- (七五) 東方雜誌 第七期
- (七六) 「張春海等呈」
- (七七) 李蘭齋 對於曲士文事變調解經過略況
- (七八) 「報告書」官兵痛擊之慘狀
- (七九) 正任泰安縣知縣張學寬上魯撫稟
- (八〇) 東方雜誌 第七期
- (八一) 萊陽知縣奎保上魯撫稟
- (八二) 「報告書」官兵痛擊之慘狀
- (八三) 六・七虐殺については官側の發表以外は皆詳細に記されている。その被害状況については、ロシア人の手になる「詳細」な調査報告もあるが、かえつて「萊陽縣民死傷者、數約四萬

餘人之多」(于召南報告、東方雜誌 第九期)等の記述の方が實情に近いであろう。

- (八四) 「柯劭忞等呈」
- (八五) 「張春海等呈」
- (八六) 「報告書」軍師之橫暴
- (八七) 時報 六月二十日
- (八八) 大公報 八月十八日
- (八九) 孫寶琦致呂海寰・王錫蕃函
- (九〇) 宣統政紀 四月庚辰
- (九一) 時報 七月四日
- (九二) 宣統政紀 宣統三年 八月戊午
- (九三) 近代史資料一九五四年一期萊陽事變實地調查報告書編者按言
- (九四) 順天時報 八月三日
- (九五) 順天書報 七月三日
- (九六) 宣統政紀 六月甲申(十二日)
- (九七) 時報 六月十五日
- (九八) 順天時報 八月十三日
- (九九) (一〇〇)(一〇一) 「王寶田奏摺」
- (一〇二) 宣統政紀 六月甲申
- (一〇三) 「報告書」直督之查辦及覆奏
- (一〇四) 「報告書」附記 とはいえ、後に立憲派の後裔たる國民黨が支配階級になり上り、縣志を編纂するに當って、腐敗した封建主義との闘争の中で獲得されたこれらの事實は殆ど無視されるか、あるいは忘れさられた。
- (一〇五) 「報告書」同郷京官及旅京士商之決議

- (一〇六) 直督陳夔龍奏查明山東萊海兩縣滋事情形摺
- (一〇七) 宣統政紀 七月辛酉(二十日)
- (一〇八)(一〇九)(一一〇) 順天時報 八月十三日
- (一一一)(一二) 國風報 第二期 魯紳要求都察院代伸萊陽冤抑
- (一二三) 東方雜誌 第七期
- (一二四) 時報 七月十五日社論
- (一二五) 時報 六月二十九日社論
- (一二六) 時報 八月十四日
- (一二七) 大公報 八月二日
- (一二八) 大公報 八月十七日
- (一二九) 宣統政紀 八月丁亥(十六日)
- (一三〇) 大公報 八月十九日
- (一三一) 大公報 八月二十日
- (一三二) 宣統政紀 八月丁亥
- (一三三) 大公報 八月十九日
- (一三四) 國風報 二八期 魯省諮議局地方黨派之衝突
- (一三五) 「辭職緣由報告書」
- (一三六) 「王志勳報告書」
- (一三七)(一三八)(一三九)(一四〇)(一四一) 「辭職緣由報告書」
- (一四二) 魯撫孫寶琦奏查覆萊陽民變情形請將辯理不善之官紳參處摺
- (一四三) 宣統政紀 十月丙子(六日)
- (一四四) 「報告書」總論
- (一四五) 時報 六月二三日
- (一四六) 「報告書」總論